

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 松田 和秀
編集者/ 教育・広報部

申13号『逗子駅の雪害に関する』申し入れについて提出

2018年1月22日の降雪は、関東地方に特別警報となる大雪警報が発令され、横浜支社管内でもポイント不転や列車の運休、大幅な遅延が発生しました。

現場では、混乱するお客さまの対応に追われつつも、安全を第一に考え行動し事故防止に努めてきました。

横浜支社としても2014年2月に2回発生した雪害で甚大な被害を受けたことから、冬季対策について設備やマニュアルを見直し、強化してきました。

しかし、駅の業務委託拡大に伴い、管理駅の業務量が拡大したことにより、異常時の対応が出来なくなっている事象も発生しています。

今回の雪害についても多くの問題が出てきました。今後更なる安全を作り出していくためには、現場の声をもとに労使で議論し、共通認識に立った上で「究極の安全」を目指していかなければならないと考えます。

早急な改善を求め、6月14日に下記の通り申し入れをしました。

申し入れ内容

- 1、駅業務委託拡大に伴い、雪害対策マニュアルの派遣体制の見直しを行うこと。
- 2、雪害対策マニュアル通りの体制が取れるように人員を配置すること。
- 3、積雪が10cm以上と予報された場合は、第3次体制とすること。
- 4、自動給油機付き融雪器を点火した場合は、雪害対策マニュアル通りに「2時間から3時間おき」に巡回できる要員を配置すること。
- 5、2018年1月22日、逗子駅では20cm以上の積雪があったが、第3次体制を取らなかった理由を明らかにすること。
- 6、雪害が予想される場合は、転てつ器のある業務委託駅には、融雪器の点火・巡回・消火のできる要員を配置すること。
- 7、転てつ器不転時は、機械的鎖錠でルートが保たれた場合は、終電後まで機械的鎖錠の解除は行わないこと。
- 8、雪害が予想される場合は、管理駅の信号所にも要員を配置すること。
- 9、ダブルスリップ転てつ器（逗子111号・横須賀105号）の上部のみ屋根をつけること。
- 10、雪害時は甲種貨物輸送を運休にすること。
- 11、雪害時は、雪害対策本部または旅客一斉情報で発信し、各駅からの代替ルートの運転の有無を共有させること。